

農地中間管理機構に貸し付けた農地の課税軽減

対象者

一の地域計画内に所有する全農地(10アール未満の自作地を残した全農地)を、同一年に新たに農地中間管理機構(機構)に貸し付けた者。

課税軽減内容

新たに機構に10年以上の期間で貸し付けた農地(※)に係る固定資産税を3年間1／2に軽減します。

※ 所有者が機構から借り受けた自己所有農地を除く。

実施時期

令和8年4月1日から実施。1月1日が固定資産税の賦課期日となっているので、令和8年4月1日から令和9年1月1日までの間に対象となる貸付けを行った場合には、令和9年度からの課税が軽減される。

(機構に貸し付けた翌年(1月1日に貸し付けた場合は当年)からの課税が軽減される。)

特例の適用期限は、**令和10年3月31日まで**。